

福岡県公報

令和 3 年 12 月 14 日
第 258 号

目 次

告 示 (第988号 - 第992号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 1
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2

公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村森林整備課) 3
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 一般競争入札の実施 (税 務 課) 4

公安委員会

- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) 7

再 掲

- 家きん等の移動禁止 (畜 産 課) 9
- 家畜伝染病予防法第 9 条に基づく消毒の実施 (畜 産 課) 10

告 示

福岡県告示第988号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 12 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福 岡 県 道		大野城二丈線	前	糸島市末永655番4先から 糸島市末永653番先まで	12.0 ～ 13.0	29.7
			後	糸島市末永655番4先から 糸島市末永653番先まで	9.8 ～ 10.0	

福岡県告示第989号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の 2 第 1 項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の 3 の規定に基づいて同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により次のように告示する。

令和 3 年 12 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成 7 年 1 月 13 日 農林水産省告示第56号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第990号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年12月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成7年2月8日農林水産省告示第204号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第991号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年12月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成12年1月6日農林水産省告示第14号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第992号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年12月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年11月福岡県告示第1803号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年12月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市大井台1259番 8、1259番14、1259番20及び2600番 7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡篠栗町中央三丁目 1 - 3 - 602
村嶋 芳紀

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和 3 年 12 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（黒木地区）	平成29年 3 月 24 日
農道整備事業（黒木地区）	令和 3 年 3 月 30 日
区画整理事業（黒木地区）	平成30年 3 月 29 日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から 4 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 3 年 12 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和 3 年 11 月 30 日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 （仮称）ドラッグコスモス行橋京町店

(2) 所在地 行橋市行事三丁目532番 1、532番 9

- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号

- 4 大規模小売店舗を新設する日

令和 4 年 7 月 31 日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,492.26平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物北側、東側	58
合計	58

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数（台）
建物北東側	10
合計	10

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）

建物南東側	27.0
合計	27.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物内南東側	4.75
合計	4.75

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前9時00分	午後10時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	建物北東側、建物東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後11時00分

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年12月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

田川市大字伊田3824番4から3824番10まで、3829番1から3829番21まで、3838番2

、3844番14及び3844番17

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市上三緒445番地17

WILLハウジング株式会社

代表取締役 松岡 史倫

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年12月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

（2工区）飯塚市鯉田字グミノ木2517番142の一部及び2517番307

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県知事

服部 誠太郎

公告

福岡県が発注する役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年12月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

福岡県自動車税種別割収納事務代行業務

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

コンビニエンスストアにおける収納取扱い及びモバイル決済アプリによる収納取扱いは、令和 4 年 4 月 28 日から開始し、令和 7 年 2 月 28 日まで行うものとする。

契約締結日から令和 4 年 4 月 27 日までは事前準備期間として、その間の取扱手数料は発生しないものとし、当該準備期間における経費は受託者の負担とする。

- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 29 年 4 月福岡県告示第 399 号）」に定める資格を得ている者

- 3 入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和 4 年 1 月 14 日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	07	ソフトウェア開発	AA
13	11	その他	AA

- (2) 仕様書別掲 1 のコンビニ本部の全国の取扱店での納付及び別掲 2 のモバイル決済事業者の展開するアプリケーションでのモバイル決済による納付について、仕様書に定める収納データの受信処理等が可能であること。

- (3) 「一般競争入札参加条件確認申請書」（詳細は入札説明書に示す。）を 4 の担当部局に令和 3 年 12 月 23 日（木曜日）17 時 00 分までに提出して一般競争入札参加確認を受けた者

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (4) 本件業務の従事者となる従業員の雇用に関して、労働関係法令（労働基準法、最低賃金法ほか）を遵守できる者

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

- (7) 過去 3 年の間の契約においてその契約を誠実に履行し、契約事故のない者（地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者）

- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部税務課収納管理係

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

（電話番号） 092-643-3050（ダイヤルイン）

（FAX） 092-643-3051

（電子メール） zeimu@pref.fukuoka.lg.jp

- 5 契約条項を示す場所

4 の部局とする。

- 6 入札説明書の交付

令和 3 年 12 月 14 日（火曜日）から令和 3 年 12 月 23 日（木曜日）までの県の休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで 4 の部局で交付する。また、同期間福岡県ホームページ上にも掲載する。

- 7 入札説明会の開催

無し

- 8 入札参加申請書の提出場所、提出方法及び提出期限

- (1) 提出場所

4 の部局とする。

- (2) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。期限内必着）で行う。

- (3) 提出期限

令和 3 年 12 月 23 日（木曜日）17 時 00 分必着

なお、入札参加の確認結果は後日通知する。

- 9 仕様等に関する質問の制限

入札説明書、仕様書その他入札に対する質問は次によること。なお、簡易な質問はこの限りでない。

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 提出方法

「質問票」（入札書説明書様式3）により、電子メール、FAX、郵送又は持参の方法により行う。

(3) 提出期限

令和3年12月24日（金曜日）17時00分必着

10 入札書の提出場所、提出方法及び提出期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。期限内必着）で行う。

(3) 提出期限

令和4年1月14日（金曜日）15時00分必着

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁税務課別室（1階）

(2) 日時

令和4年1月14日（金曜日）15時30分

12 落札者が不在の場合の措置

第1回の入札で落札者が決定しないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。

なお、再度の入札に付し落札者が不在場合は、再度の入札で最低の価格を提示した者と予定価格の範囲内で随意契約を行う。

開札にこの最低の価格を提示した者が立ち会っている場合は、再度の入札の直後に

、立ち会っていない場合は後日、随意契約の手続を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（この号において「見積金額」とは、収納件数1件あたりの見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に収納予定件数2,635,000件を乗じて得た金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を令和4年1月7日（金曜日）17時00分までに4の部局に納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは、「コンビニ等収納代行」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。次号において同じ。）

なお、長期継続契約等の複数年の契約について履行が完了していないものについては、契約履行証明の対象とならないため注意すること。（次号において同じ。）

(2) 契約保証金

契約金額（この号において「契約金額」とは、収納件数1件当たりの契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に収納予定件数2,635,000件を乗じて得た金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- 所定の場所及び日時に到達しない入札
- 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 日付がない入札又は日付に表記誤りがある入札

15 落札者の決定方法

- 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 契約と予算措置について

当該契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

契約締結日の属する年度の翌年度以降において、予算額について減額又は削除があった場合、県はこの契約を解除することができ、契約の解除により受託者に損害があるときは、受託者は県に対し損害賠償を請求することができる。

17 その他

- 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第253号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和3年12月14日

福岡県公安委員会

- 検定の種別
交通誘導警備業務2級
- 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
令和4年3月24日（木）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
令和4年3月25日（金）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

- 受検定員
各検定15名
- 受検資格
福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員
- 検定の方法
検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行

わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

令和4年2月14日（月）から同年2月16日（水）までの午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

(3) 受検申請手続場所

- ア 住所地を管轄する警察署
- イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

- ア 必須書類
 - (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
 - (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- イ 必要に応じて添付すべき書類
 - (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第966号の2

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため、福岡県家畜伝染病予防法施行細則（昭和38年福岡県規則第15号）第4条第1項の規定に基づき、家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥及びその死体並びに病原体をひろげるおそれがある物品を、次の区域（移動制限区域）で移動し、又は次の区域（搬出制限区域）から他の区域へ移動することを、当分の間禁止する。ただし、家畜防疫員が許可するのは、この限りでない。

令和3年12月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 移動制限区域

(1) 該当なし

2 搬出制限区域

(1) 大牟田市（青葉町、曙町、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、浅牟田町、大

字甘木、飯田町、泉町、出雲町、大字櫛野、一浦町、一部町、一本町、大字今山、大字岩本、白井新町一丁目、白井新町二丁目、白井町、恵比須町、延命寺町、大浦町、沖田町、柿園町一丁目、柿園町二丁目、柿園町三丁目、片平町、大字勝立、大字上内、上白川町一丁目、上白川町二丁目、上町一丁目、上町二丁目、亀谷町、亀甲町、瓦町、神田町、北磯町、大字教楽来、大字草木、大字歴木、大字久福木、久保田町一丁目、久保田町二丁目、大字倉永、健老町、黄金町一丁目、黄金町二丁目、合成町、栄町一丁目、栄町二丁目、桜町、左古町、笹原町一丁目、笹原町二丁目、笹原町三丁目、笹林町一丁目、笹林町二丁目三坑町、大字四ヶ、下池町、下白川町一丁目、下白川町二丁目、昭和町、大字白川、大字白銀、不知火町一丁目、不知火町二丁目、不知火町三丁目、城町一丁目、城町二丁目、新勝立町一丁目、新勝立町二丁目、新勝立町三丁目、新勝立町四丁目、新勝立町五丁目、新勝立町六丁目、新栄町、真道寺町、大字新町、上官町一丁目、上官町二丁目、上官町三丁目、上官町四丁目、浄真町、末広町、住吉町、大正町一丁目、大正町二丁目、大正町三丁目、大正町四丁目、宝坂町一丁目、宝坂町二丁目、大字田隈、大字橘、谷町、大黒町一丁目、大黒町二丁目、大黒町三丁目、大黒町四丁目、築町、椿黒町、大字手鎌、天神町、天道町、稲荷町、大字唐船、通町一丁目、通町二丁目、常盤町、鳥塚町、中島町、中白川町一丁目、中白川町二丁目、中白川町三丁目、中友町、中町一丁目、中町二丁目、長溝町、七浦町、西宮浦町、野添町、萩尾町一丁目、萩尾町二丁目、橋口町、八尻町一丁目、八尻町二丁目、八尻町三丁目、八本町、花園町、浜田町、浜町、早鐘町、駛馬町、原山町、馬場町、東新町一丁目、東新町二丁目、東萩尾町、東宮浦町、日出町一丁目、日出町二丁目、日出町三丁目、平原町、藤田町、古町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、馬込町一丁目、馬込町二丁目、松浦町、馬渡町、大字三池、大字岬、港町、宮坂町、大字宮崎、宮原町一丁目、宮原町二丁目、大字宮部、宮山町、明治町一丁目、明治町二丁目、明治町三丁目、焼石町、山上町、有明町一丁目、有明町二丁目、大字吉野、米生町一丁目、米生町二丁目、龍湖瀬町、若宮町、東泉町、四箇新町一丁目、四箇新町二丁目、四箇新町三丁目、岩本新町一丁目、岩本新町二丁目）

(2) 八女市（立花町 白木の一部（県道805号線より南側））

(3) みやま市（高田町 上楠田、高田町 亀谷、高田町 下楠田、高田町 竹飯、高

田町 田尻、高田町 田浦、高田町 飯江、高田町 原、高田町 舞鶴、山川町 尾野、山川町 北関、山川町 甲田、山川町 重富、山川町 立山、山川町 原町、山川町 真弓)

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第974号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき、次のように消毒を実施すべき旨を命ずる。

令和3年12月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施の目的

熊本県玉名郡南関町において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、当該家畜伝染病の発生を予防するための緊急措置として、家きん飼養施設での消毒の実施を徹底するもの。

2 実施する区域、実施の期日、実施の対象及び実施方法

次の表に掲げるとおりとする。

実施する区域	実施期日	実施の対象	実施方法
知事が高病原性鳥インフルエンザの発生予防上消毒が必要と認めた区域	令和3年12月7日から 令和3年12月28日まで	100羽以上の養鶏農場及びその他家畜防疫員が必要と認める家きん飼養施設	消石灰等の消毒薬の飼養施設内（家きん舎周囲及び施設外縁部）散布